

秋田県テニス協会規約

平成3年4月1日施行
(平成22年4月1日現在)

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は秋田県テニス協会といい、略称としてA・T・A (AKITAKEN・TENNIS・ASSOCIATION) という。

第2条 本会の事務局は会長指定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は秋田県におけるテニス競技の健全な普及と発展を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 各種大会の実施及び管理。
- ② 東北大会、全国大会への選手派遣。
- ③ 選手強化並びに普及及び指導。
- ④ 一般体育団体及びテニス諸団体との連絡。
- ⑤ その他本会の目的達成に必要な事項。

第3章 組織及び加盟、登録

第5条 本会は県内に所属するテニス団体及び個人加盟者をもって組織する。

第6条 本会を組織する団体及び個人の加盟は第7条によるものとし、除名は理事会の議決による。

第7条 本会に加盟しようとするものは、別に定める方法により加盟申請をし加盟金を納入しなければならない。

第8条 本会主催の大会に参加する者は、一部の大会を除き原則として別に定める方法により選手登録をし選手登録料を納入しなければならない。

第9条 加盟及び選手登録は毎年更新するものとする。

第4章 役員及び事務員

第10条 本会には次の役員及び事務員を置く。

- ① 名誉会長 1名
- 名誉相談役 若干名
- 顧問 若干名
- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 監事 2名
- 理事長 1名
- 副理事長 若干名

常任理事 若干名
理事 若干名
専門委員 若干名

上記に定める者のほか、日本テニス協会評議員1名、東北テニス協会常任理事2名、東北テニス協会理事1名、秋田県体育協会評議員1名を置く。（役員は兼務することができる。）

- ② 役員は、役員会（総会を除く各会）を構成し会務にあたる。
- ③ 事務局には原則として専従の事務員1名を置く。

第11条 会長、副会長、理事長、及び監事は総会において選出する。

- ① 会長は本会を代表総裁する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- ② 理事長は役員会より委任された事項又は緊急を要する事項を掌理する。
- ③ 監事は本会の会務および会計を監査する。

第12条 名誉会長、名誉相談役、及び顧問は総会において推薦し会長がこれを委嘱する。

第13条 副理事長は、役員の中から会長がこれを委嘱するものとし、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。

第14条 常任理事及び理事は、会長が理事会の承認を得てこれを委嘱する。

- ① 常任理事は、各専門委員会の委員長及び各支部等の代表者並びに会長推薦者若干名をもってあてる。
- ② 理事は加盟団体で原則として10名以上の選手登録者を有する団体の代表者、各専門委員会の副委員長及び会長推薦者若干名をもってあてる。
- ③ 団体代表者理事は10名の人員を任期途中で損じても任期間は継続する。但し、その団体が消滅した場合はその時点で任期を終了する。
- ④ 理事改選前に10名以上の団体が生じても理事改選時までその任に加わることはできない。

第15条 役員任期は2年間とする。役員再任は妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第16条 役員が次の各号に該当するときは総会の議決によりその職務を解くことができる。

- ① 心身の故障その他の理由により、職務の執行に耐えられないと認められたとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員に相応しくない行為があると認められたとき。
- ③ 本人の意思による辞任表示があった場合。

第5章 専門委員会及び支部等

第17条 本会は理事会の議を経て次の専門委員会及び支部等を置く。

- ① 総務・財務委員会
- ② 普及・審判委員会

- ③ 強化委員会
- ④ 競技委員会
- ⑤ 県北・県南支部
- ⑥ 女子連
- ⑦ 高体連
- ※ 専門委員会及び支部等については運営規定を別に定める。

第6章 会議

第18条 本会の会議とは、総会、理事会、顧問会、監事会、常任理事会、専門委員会、三役会議等をいう。

第19条 会議の議長は役員の互選による。

第20条 本会の最高議決機関は総会とする。総会は原則として年1回会長が招集する。但し、役員 $\frac{3}{10}$ 以上及び理事長の要請があった時は臨時に招集することができる。

総会は役員、各加盟団体の代表者及び個人加盟者によって構成する。

第21条 総会は総数の $\frac{3}{2}$ 以上（委任状提出者も含む）をもって成立する。

総会の議決は出席者数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

第22条 総会は次の事項を議決する。

- ① 役員人事に関する事項。
- ② 事業計画に関する事項。
- ③ 収支予算及び収支決算に関する事項。
- ④ 規約改正に関する事項。
- ⑤ その他重要と認められる事項。

第23条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事で構成され、総会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて会長が招集し随時開催する。

理事会は役員 $\frac{3}{2}$ 以上（委任状提出者も含む）をもって成立する。理事会の議決は出席者数（委任状も含む）の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

第24条 理事会は次の事項を議決及び審議する。

- ① 議決事項
 - a 緊急を要する事業に関する事項。
 - b その他必要と認められる事項。
- ② 審議事項
 - a 役員人事に関する事項。
 - b 事業計画に関する事項。
 - c 収支予算及び収支決算に関する事項。
 - d 規約改正に関する事項。
 - e その他必要と認められる事項。

第25条 顧問会は会長の諮問機関とし必要に応じて会長が招集し、随時開催する。

第26条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事で構成され理事長が招集する。
事業計画に基づく各部門の運営やその他必要とする事項を審議し、総会、理事会の議決事項を除き、必要な事項を議決することができる。

第27条 監事会は、監事、理事長、副理事長、総務・財務委員長で構成され、監事が招集し会務および会計を監査する。

第28条 専門委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成され、各委員長が必要に応じて招集し必要事項を審議する。

第29条 三役会議は、会長、副会長、理事長で構成され、会長が必要に応じて招集し特別な事項について審議する。

第30条 削除

第7章 会計

第31条 本会の経費は、加盟金、選手登録料、大会参加料、交付金、寄付金及びその他の収入等により支弁する。

第32条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 基本財産

第33条 本会の基本財産は銀行に預金するものとする。

第9章 規約・細則・運営規定改定

第34条 本会の規約は、総会において出席者（委任状提出者を含む）の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

第35条 本会の細則は、常任理事会、又は理事会の過半数以上の要請の元で、総会で出席者（委任状提出者を含む）の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

第36条 本会の運営規定は、理事長又は常任理事会の過半数以上の要請の元で、理事会で出席者（委任状提出者を含む）の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

第10章 付則

第37条 本規約について必要な運営細則は別に定める。

第38条 本会の専門委員会の運営規定は別に定める。

第39条 本会の規約は、平成3年4月1日より施行する。

全部改正 平成3年2月10日

一部改定 平成9年4月6日

一部改定 平成11年4月1日

一部改定 平成12年 4 月 2 日
一部改定 平成21年 4 月 19日
一部改定 平成22年 3 月 13日

※参考 旧規約

制 定 昭和31年 9 月 9 日
一部改定 昭和38年 5 月 11日
一部改定 昭和44年 4 月 19日
一部改定 昭和63年 4 月 29日
一部改定 平成 2 年 3 月 27日